

電 力

1. 対象範囲

- ・企業が需要する電力を対象範囲としている。
 - ―― 電気事業者間の取引は含めない。

2. 価格調査段階

- ・生産者段階を調査している。
 - ―― 電気事業者から需要企業への出荷段階（企業向け小売段階）。

3. モデル価格の設定

- ・電力料金は「基本料金」＋「従量料金」＋「再生可能エネルギー発電促進賦課金」で決定される。
- ・価格調査にあたっては、調査先企業（電力会社）における代表的（平均的）な需要先企業の取引内容（プランと使用パターン）を設定した上で、それらを電力料金の算出式に代入して調査価格を算出している。

① プランの選定

- ・代表的なプランの基本料金単価、従量料金単価を設定。
 - ―― 従量料金単価は、7月～9月は夏季料金単価を、その他の期間はその他季料金単価を適用している（詳細は 4. 夏季電力料金の扱い を参照）。

② 使用パターンの設定

- ・代表的（平均的）な需要先企業を想定し、契約電力(kW)、月間使用量(kWh)、力率を設定。
 - ―― 力率とは、送電した電力のうち、有効に使用された電力の割合。85%を上回る（下回る）場合、1%につき、基本料金を1%割引（割増）とするもの
 $\langle \text{力率割引(割増)} = (185 - \text{力率}) / 100 \rangle$ 。

③ モデル価格の算式

- ・電力料金の算式に、①②で設定したプランの単価と使用パターンを代入し、価格を算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{電力料金} &= \text{企業向け電力料金} \\
 &= \boxed{\text{(a)基本料金}} + \boxed{\text{(b)従量料金}} + \boxed{\text{(c)再生可能エネルギー発電促進賦課金}} \\
 &= \boxed{\text{基本料金単価}} \times \boxed{\text{契約電力}} \times \boxed{\text{力率割引(割増)}} \quad \text{(a)} \\
 &+ \boxed{\text{電力量料金単価(「夏季」または「その他季」)}} \pm \boxed{\text{燃料費調整単価}} \times \boxed{\text{月間使用量}} \quad \text{(b)} \\
 &+ \boxed{\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}} \times \boxed{\text{月間使用量}} \quad \text{(c)}
 \end{aligned}$$

プランの設定
 使用パターンの設定

*燃料費調整単価は、後述の【こぼれ話】参照。
 *再生可能エネルギー発電促進賦課金は、全国一律単価。

電 力 (続 き)

4. 夏季電力料金の扱い

① 夏季電力料金とは

- ・夏場の電力需要の抑制を図るため、多くの電力会社において、7～9月は夏季割増料金が適用されている。
- ・年間を通じて使用パターンを一定とした価格調査を行っているため、電力の各品目の前月比は、他の条件を一定とした場合、7月はプラスに、10月は逆にマイナスとなる。

② 参考系列の公表

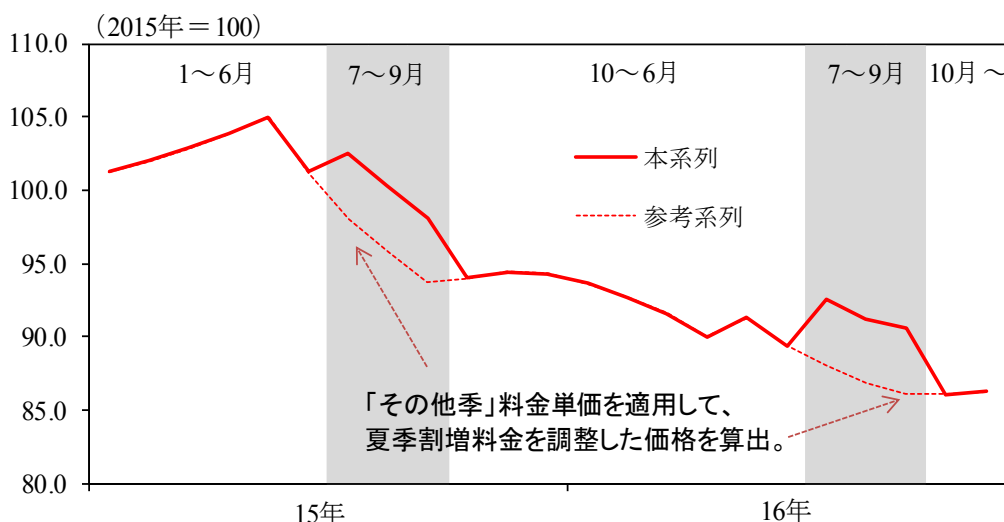
- ・参考系列として、以下の指数系列について、夏季の電力割増料金を調整した「夏季電力料金調整後」の指数を作成・公表している。

	本系列	参考系列
基本分類指数	国内企業物価指数	総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」
参考指数	需要段階別・用途別指数	国内需要財、中間財、国内需要財（国内品）、中間財（国内品）
	連鎖方式による国内企業物価指数	総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」
	消費税を除く国内企業物価指数	総平均、類別「電力・都市ガス・水道」、小類別「電力」

③ 参考系列（「夏季電力料金調整後」）の計算方法

- ・7～9月指数は、夏季割増料金を調整した価格を算出し、調査価格指数を作成している。
- ・具体的には、7～9月電力量料金単価についても、「その他季」料金単価を適用している。
- ・したがって、参考系列として提供する「夏季電力料金調整後」の指数は、基準年＝100とされない。これは、割増料金が適用される時期以外(10月～翌年6月)の指数水準を、本系列である夏季電力料金を含むベースの指数水準と一致させる扱いにしているためである。

本系列と参考系列の指数推移のイメージ



都 市 ガ ス

1. 対象範囲

- ・企業が需要する都市ガスを対象範囲としている。
- ガス事業者間の取引は含めない。

2. 価格調査段階

- ・生産者段階を調査している。
- ガス事業者から需要先企業への出荷段階（企業向け小売段階）。

3. モデル価格の設定

- ・ガス料金は、「基本料金」＋「従量料金」で決定される。
- ・価格調査にあたっては、調査先企業（ガス会社）における代表的（平均的）な需要先企業の取引内容（プランと使用パターン）を設定した上で、それらをガス料金の算出式に代入して調査価格を算出している。

① プランの選定

- ・代表的なプランの基本料金単価、従量料金単価を設定。

② 使用パターンの設定

- ・代表的（平均的）な需要先企業における月間使用量（m³）を設定。

③ モデル価格の算式

- ・ガス料金の算式に、①②で設定したプランの単価と使用パターンを代入し、価格を算出する。

ガス料金	=	企業向け電力料金		
	=	(a)基本料金	+	(b)従量料金
	=	(a)基本料金	+	基準単位料金単価 ± 原料費調整単価 × 月間使用量 (b)
		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> プランの設定		<div style="border: 1px dashed black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 使用パターンの設定

(注)都市ガスの価格調査においては、上記のモデル価格調査の他、平均価格調査も採用している。

上 水 道

1. 対象範囲

- ・企業が需要する上水道を対象範囲としている。
- 水道事業者間の取引は含めない。

2. 価格調査段階

- ・生産者段階を調査している。
- 上水道事業者から需要先企業への出荷段階（企業向け小売段階）。

3. モデル価格の設定

① プランの選定

- ・口径別料金の調査価格は、代表的な口径を設定。
- ・用途別料金の調査価格は、代表的な用途を設定。

② 使用パターンの設定

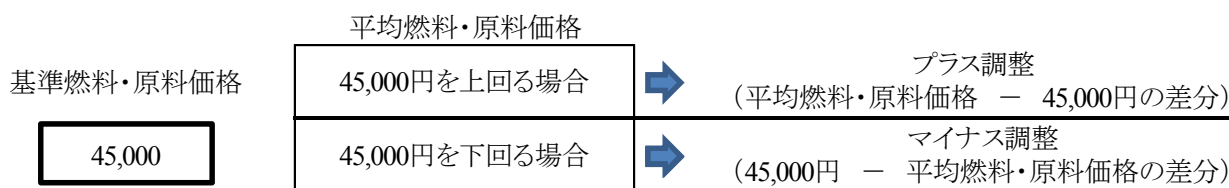
- ・代表的（平均的）な需要先企業における月間使用量(m³)を設定。

【こぼれ話】電力・都市ガス・水道

1. 燃料費調整、原料費調整

- 『貿易統計』の燃料・原料の輸入平均価格に基づき、毎月、料金を自動的に調整する仕組み。
 - 電力では、燃料（原油、LNG、石炭）、都市ガスでは、原料（LNG、LPG）の料金を調整。
 - 都市ガスの平均価格調査では、一律の原料費調整は行わず、ガス会社や契約ごとに原料費の構成や反映月が異なる。
- 具体的には、3か月前から5か月前までの3か月間の貿易統計の輸入平均価格から、各電力・ガス会社の燃料費・原料費構成に基づき、平均燃料・原料価格を算定。基準燃料・原料価格との差分を算出し、その差分から燃料費調整・原料費調整の単価を算定している。

燃料費調整のイメージ



1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
平均燃料・原料価格(貿易統計単価)			2か月後 ➡		適用	
平均燃料・原料価格(貿易統計単価)				2か月後 ➡		
						適用

2. 調査時点

- 類別「電力・都市ガス・水道」では、調査先企業や契約プランごとに、料金の検針日および調査対象期間が異なる。
- そのため、各調査価格の設定に応じて、検針日を固定したモデル価格を採用している。

① 検針が翌月1日に実施される調査価格（特別高圧電力）。

→ 調査月の翌月1日検針に固定（調査対象期間：調査月初～調査月末）。

1月	2月	3月	4月
1月分検針		2月分検針	
1月調査分		2月調査分	
2月分検針		3月分検針	
2月調査分		3月調査分	
3月分検針		4月調査分	

② 検針が不定日に実施される調査価格（高圧電力、低圧電力、小口ガス、上水道）

→ 調査月の月末検針に固定したモデル価格を採用（調査月の前月末日～調査月末の前日）。

1月	2月	3月	4月
1月分検針		2月分検針	
1月調査分		2月調査分	
2月分検針		3月分検針	
2月調査分		3月調査分	
3月分検針		4月調査分	

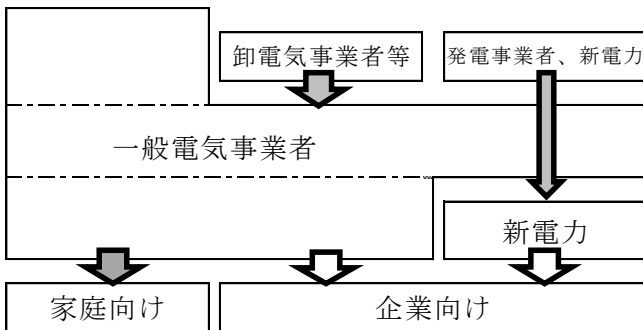
【こぼれ話】 電力・都市ガス・水道

3. 電力、都市ガスのシステム改革への対応

- ・国内企業物価指数では、生産者段階の価格を調査することを原則としている。このため、「電力・都市ガス・水道」においても、電気事業者から需要先企業への出荷段階<企業向け小売段階>の価格を調査している。
- ・電力、都市ガスにおいては、今後、発送電分離（～2020年4月）、ガス導管部門の分離（～2022年4月）が予定されている。分離後は、現在の価格調査段階は、電力・都市ガスの小売段階となってしまうことが見込まれる。
- ・2015年基準指数においては、発送電分離後やガス導管部門が分離された後も、引き続き、同じ段階の価格を調査する方針である。もっとも、併せて、今後のシステム改革の進展状況や、電力・ガス価格の推移に応じて、どの段階の価格を調査することが望ましいか、検討していく予定としている。

<電力の調査段階>

【発送電分離前】

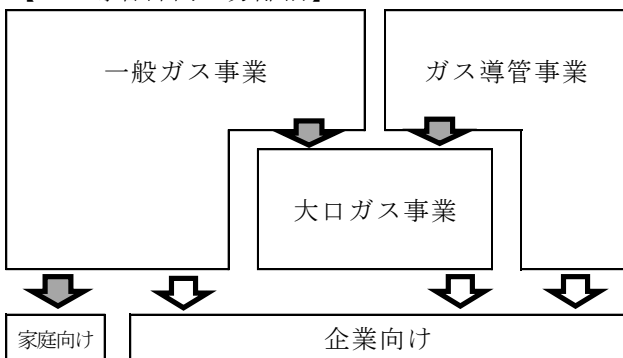


【発送電分離後】

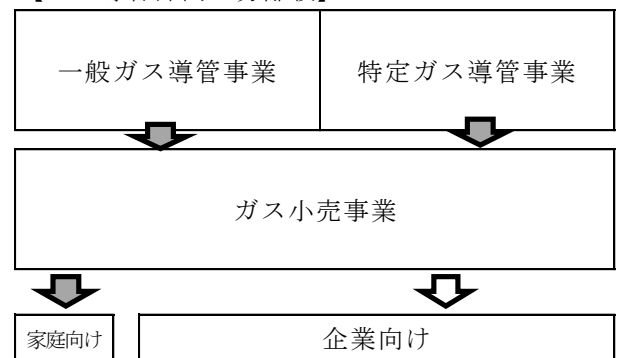


<都市ガスの調査段階>

【ガス導管部門の分離前】



【ガス導管部門の分離後】



⇩ 調査対象範囲 ⇩ 調査対象範囲外